

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

〈一般事業主行動計画の公表について〉

UICコンサルタント株式会社は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

1. 計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

2. 内容

〈次世代育成支援対策推進法に基づく目標〉

目標1：所定外労働時間を、1人当たり平均20時間未満/年とする

〈対策〉

- 2024年4月～所定外労働の原因の分析等を行う
- 2024年9月～管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する

目標2：年次有給休暇取得日数を、1人当たり平均10日以上/年とする

〈対策〉

- 2024年4月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2024年9月～年次有給休暇の取得状況を把握する

目標3：「育児休業取得率100%」及び「1カ月以上の育休取得」を目指し産前産後休業や育児休業など取得しやすい環境を整備していく

〈対策〉

- 2024年8月～「育児休業取得率100%」及び「1カ月以上の育休取得」を推奨している、やまぐち“とも×いく”“応援企業に登録する
- 2025年4月～管理職への研修実施

〈女性活躍推進法に基づく目標〉

目標1：新卒・中途採用において女性正社員の技術職採用比率を高め、技術職における女性正社員の割合を35%以上にする

〈対策〉

- 2024年4月～新卒採用における女性技術職の具体的な採用目標数の設定(50%)
- 2024年9月～土木・理学系学部の女性向け企業セミナーの実施
- 2025年4月～育児介護休業・短縮勤務等の利用しやすい環境作り